

21 農山漁村地域整備交付金（公共）

【118,931（101,650）百万円】

対策のポイント

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

<背景／課題>

- ・地域の特色を活かした地域活性化を図るためには、地域の創意・工夫によって、生産現場の強化につながる農林水産業の基盤整備を進めることが重要です。
- ・また、農山漁村地域において、地震・津波対策はもとより、集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応するためには、防災・減災対策を推進することが必要です。
- ・このため、都道府県の裁量により事業を実施することが可能な交付金を措置することにより、強い農林水産業のための基盤づくりを推進する必要があります。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 二酸化炭素の森林吸収量3.5%の確保等に必要な路網の整備
- 海岸堤防等の整備率69%（平成32年度）

<主な内容>

1. 都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。
また、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することができます。

農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備等

森林分野：予防治山、路網整備等

水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等

3. 国から都道府県に交付金を交付し、都道府県は自らの裁量により地区毎に配分できます。また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。
(水産分野の一部事業については、市町村への直接交付も可能。)

国費率：1／2等
事業実施主体：都道府県、市町村等

お問い合わせ先：

農業農村分野に関すること
農村振興局地域整備課 (03-6744-2200)

森林分野に関すること
林野庁計画課 (03-3501-3842)

水産分野に関すること
水産庁防災漁村課 (03-3502-5304)

農山漁村地域整備交付金

- 農山漁村地域の活性化を図るため、農林水産業の基盤整備を進めるとともに、地震・津波や集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した防災・減災対策を推進することが重要。
- 都道府県の裁量により、生産現場の強化や防災力の向上につながる強い農林水産業のための基盤づくりを推進。

交付金の仕組みと特徴

「農山漁村地域整備計画」を都道府県、市町村が策定して実施

農業農村基盤整備

森林基盤整備

水産基盤整備

海岸保全施設整備

地域の自主性に基づき、農・林・水にまたがる広範かつ多様な事業を自由に選択
(都道府県が各地区に予算を配分)
(関係事務の一本化・統一化)

農山漁村地域整備と一体となって、事業効果を高めるために必要な効果促進事業の実施が可能

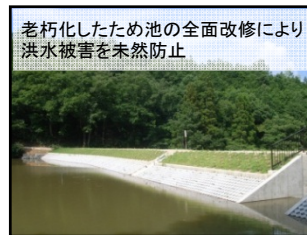
都道府県の裁量による弾力的かつ機動的な運用が可能
(農・林・水横断的な予算融通が可能)

自治体は計画・進捗状況・事後評価を公表
(客観性・透明性の確保)

地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備の実施

交付金を活用した事業の実施例

【農業農村基盤整備】



【水産基盤整備】



【森林基盤整備】



【海岸保全施設整備】



22 強い農業づくり交付金

【29,000(20,174)百万円】

対策のポイント

国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な産地基幹施設の整備等を支援します。

<背景／課題>

- ・「強い農林水産業」を実現するため、生産基盤の整備により、農業の収益力等を強化することが喫緊の課題です。
- ・このため、消費者・実需者の需要に応じて、国産農畜産物を安定的に生産・供給する産地体制等を構築する必要があります。

政策目標

- 指定野菜の加工・業務向け出荷量を39%増（平成37年度（対平成25年度比））
（80万1千トン（平成25年度）→111万6千トン（平成37年度））
- 1中央卸売市場当たりの取扱金額を8%増（平成32年度（対平成25年度比））
（585億円（平成25年度）→632億円（平成32年度））

<主な内容>

1. 産地の収益力の強化

高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な産地基幹施設等の整備や再編を支援します。

また、「攻めの農業」の実現に向け、集出荷・処理加工施設等の再編合理化、次世代型大規模園芸施設や生産性向上等の技術習得に必要な温室の整備、中山間地域の競争力強化、水田における高収益型農業への転換について、優先枠を設置することにより、積極的に支援します。

さらに、産地の持続・発展性の確保に向け、本交付金による生産基盤の整備を通じた担い手の育成・確保等の取組を推進します。

〔優先枠の例〕

- ・コスト低減に向けた乾燥調製施設等の再編
- ・高度環境制御技術と地域エネルギー等を活用した次世代型大規模園芸施設や生産性向上・規模拡大の技術習得に必要な温室の整備
- ・都道府県が作成する中山間地域の地域別振興計画に基づき行う取組に必要となる産地基幹施設等の整備
- ・水稻から園芸作物に転換するための集出荷施設の整備

等

2. 食品流通拠点整備の推進

食料の安定的な供給体制等を確保するため、産地・消費地での共同配送等に必要なストックポイント、機能高度化を図る卸売市場施設等の整備を支援します。

（ 交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等 ）

（ お問い合わせ先：
1の事業 生産局総務課生産推進室 （03-3502-5945）
2の事業 食料産業局食品流通課 （03-6744-2059） ）

強い農業づくり交付金

平成30年度予算概算要求額: 29,000(20,174)百万円

国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な産地基幹施設の整備等を支援。

補助対象:

産地基幹施設等整備

乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、生産技術高度化施設、家畜市場、畜産物処理加工施設、小規模土地基盤整備、飼料作物作付条件整備 等

食品流通拠点施設整備

売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、情報処理施設等

交付率:

都道府県へは定額 (事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

事業実施主体:

都道府県、市町村、農業者の組織する団体等

交付先:

国 都道府県

支援メニュー

1 産地収益力の強化

各品目の生産性向上等の取組に必要な産地基幹施設等の整備を支援

2 産地合理化の促進

産地の集出荷、処理加工体制の合理化に必要な産地基幹施設等の再編等を支援

3 食品流通の合理化

産地・消費地での共同配送等に必要なストックポイント、機能高度化を図る卸売市場施設等の整備を支援

優先枠の設定

「攻めの農業」の実現に向け、次の取組を積極的に支援します。

① 集出荷・加工の効率化に向けた再編合理化【20億円】

高収益な産地体制への転換を図るために、集出荷・処理加工施設等の再編合理化

② 次世代施設園芸の取組拡大【20億円】

高度環境制御技術と地域エネルギー等を活用した次世代型大規模園芸施設や生産性向上・規模拡大の技術習得に必要な温室の整備

③ 中山間地域の競争力強化【35億円】

都道府県が作成する中山間地域の地域別振興計画に基づき行う取組に必要な産地基幹施設等の整備

④ 水田における高収益型農業への転換【10億円】

水稲から園芸作物に転換するための集出荷施設等の整備

事業の流れ



23 浜の活力再生交付金

【7, 024 (5, 400) 百万円】

対策のポイント

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン」の着実な推進を支援するため、自らプランの見直しを行う活動や漁村女性が行う実践的な取組、プランに位置付けられた共同利用施設の整備、水産資源の維持管理、漁港漁場の機能高度化等の取組を支援します。

<背景/課題>

- ・水産業や漁村地域の再生を図るため、漁業者自らが漁業収入の向上とコスト削減のために具体的な対策に取り組む「浜の活力再生プラン」を推進しているところです。
- ・「浜の活力再生プラン」における目標を達成するため、必要に応じたプランの見直し、漁村女性が行う実践的な取組、プランに位置付けられた共同利用施設の整備やプラン策定地域における水産資源の管理・維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策等の取組を支援する必要があります。

政策目標

浜の活力再生プランを策定した漁村地域における漁業所得を5年後に10%以上向上

<主な内容>

1. 浜の活力再生プラン推進事業

124 (50) 百万円

漁業所得の向上による浜の活性化を目指す「浜の活力再生プラン」の着実な推進を支援するため、プランの見直しに関する活動、漁村女性の経営能力の向上や女性を中心としたグループによる実践的な取組等に対して支援します。

（ 交付率：定額、定額（1/2以内）
事業実施主体：地域水産業再生委員会、民間団体等 ）

2. 水産業強化支援事業

6, 900 (5, 350) 百万円

「浜の活力再生プラン」に位置付けられた共同利用施設の整備、プラン策定地域における水産資源の管理・維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策に必要な整備等を支援します。

（ 交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、水産業協同組合等 ）

お問い合わせ先：

- 1の事業 水産庁防災漁村課 (03-6744-2392)
水産庁研究指導課 (03-6744-2374)
2の事業 水産庁防災漁村課 (03-6744-2391)

浜の活力再生交付金

【平成30年度予算概算要求額：7,024（5,400）百万円】

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため、

- ① 自ら**浜プランの見直しを行う活動**や**漁村女性による実践的な取組等**を支援
- ② 浜プランに位置付けられた**共同利用施設の整備、水産資源の管理・維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策**等の取組を支援

浜の活力再生プラン

- ・地域自ら策定する「浜の改革」を目指す計画
- ・漁業所得の10%以上の向上を目標



<以下の事業により、浜プランの推進を支援>

浜の活力再生交付金

浜の活力再生プラン推進事業

浜プランの着実な推進を支援するため、プランの見直しに関する活動や漁村女性による実践的な取組等を支援

水産業強化支援事業

浜プランに位置付けられた共同利用施設の整備、浜プラン策定地域における水産資源の管理・維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策に必要な整備等を支援

<ハード事業>

- ・漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援
- ・種苗放流、環境整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援
- ・漁港漁場の機能高度化、漁業地域の防災・減災等に必要な整備を支援



荷さばき施設



鮮度保持施設



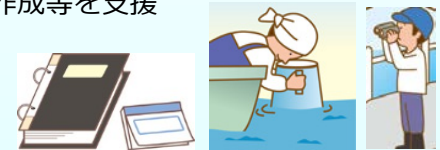
種苗生産施設



津波避難タワー

<ソフト事業>

- ・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援
- ・内水面の調査指導、生産履歴の記録等の取組を支援
- ・災害の未然防止、被害の拡大防止、ハザードマップ作成等を支援



24 特殊自然災害対策施設緊急整備事業

【200（150）百万円】

対策のポイント

火山の噴火により著しい被害を受けるおそれがある地域を対象として、降灰被害に対応するための施設整備等を緊急的・集中的に実施します。

<背景／課題>

- ・我が国は国内に110の活火山を有する世界有数の火山国です。
- ・近年、桜島や阿蘇山等の活火山の急激な活発化に伴う降灰等により、農作物等への被害や影響が増加しています。
- ・このため、火山の噴火に伴う降灰による農作物等への被害を防除・最小化するために必要な施設整備等を緊急的・集中的に実施し、災害に強い農村づくりを推進します。

政策目標

降灰による農作物等への被害が発生するおそれのある農地の減少

<主な内容>

災害に強い農村づくりを推進するため、火山の噴火により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められ、活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画の対象地域において、降灰による被害を防除・最小化するために必要となる洗浄用機械施設等の整備や関連して行う基盤整備等を支援します。

補助率：1／2以内
事業実施主体：市町村、農業者が組織する団体等

[お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-3502-6430）]

特殊自然災害対策施設緊急整備事業

趣 旨

- 火山活動の活発化に伴う降灰等により農作物等への被害が発生し、地域経済の基盤として地域生活の安定に欠かせない役割を果たす農業経営に著しい影響
- このため、火山の噴火により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められ、活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画の対象地域において、降灰による農作物等への被害を防除・最小化するために必要な施設整備等を実施し、災害への対応体制を強化

事業内容

- ① 降灰による被害の防除又は最小化に必要な共同利用施設の整備等を実施
- ② ①に関連する整備等を一体的に実施

【①施設整備等】



被害を防除・最小化させるために必要な洗淨用機械施設整備等を実施

【②関連整備等】



①の施設整備等の効果を一層促進させるため、洗淨水の供給施設等の関連整備等を一体的に実施

事業の対象

- 活動火山対策特別措置法に基づき、都道府県知事が策定する防災営農施設整備計画の対象地域内の市町村、農業協同組合、農業生産法人、農業者が組織するその他の団体等

補助率等

農業者が組織する団体等が行う事業に対して、事業費の1/2以内を補助

農林水産省



計画主体
(都道府県)



事業実施主体

25 畜産・酪農経営安定対策

【(所要額) 176, 272 (176, 272) 百万円】

対策のポイント

畜種ごとの特性に応じて、畜産・酪農経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。

<背景/課題>

- ・酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育、養豚及び採卵養鶏の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を実施しています。
- ・これらの対策については、引き続き安定的に実施することが必要です。

政策目標

- 生乳の生産量 (745万トン (平成25年度) →750万トン (平成37年度))
- 牛肉の生産量 (51万トン (平成25年度) →52万トン (平成37年度))
- 豚肉の生産量 (131万トン (平成25年度) →131万トン (平成37年度))
- 鶏卵の生産量 (252万トン (平成25年度) →241万トン (平成37年度))

<主な内容>

1. 酪農経営安定のための支援

加工原料乳(脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向け生乳)について生産者補給金等を交付するとともに、その取引価格が低落した場合の補填を行います。

加工原料乳生産者補給金等 (所要額) 36, 991 (36, 991) 百万円
加工原料乳生産者経営安定対策事業の継続

補助率: 定額、3/4以内

事業実施主体: (独) 農畜産業振興機構、対象事業者

(関連対策)

飼料生産型酪農経営支援事業

6, 960 (6, 960) 百万円

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家(自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者)に対し、飼料作付面積に応じて交付金(1.5万円/1ha)を交付します。

また、飼料作付面積を拡大し、輸入飼料の使用量を削減又は乳用後継牛を増頭した場合には、拡大面積に応じた交付金(3万円/1ha)を追加交付します。

補助率: 定額

事業実施主体: 都道府県協議会、生乳生産者

[平成30年度予算概算要求の概要]

2. 肉用牛繁殖経営安定のための支援

肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合の生産者補給金に加え、肉専用種の子牛価格が発動基準を下回った場合に、差額の3/4を交付します。

肉用子牛生産者補給金	(所要額) 19,941 (19,941) 百万円
肉用牛繁殖経営支援事業	(所要額) 17,570 (17,570) 百万円
	補助率：定額、3/4以内
事業実施主体：(独) 農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする民間団体	

3. 肉用牛肥育経営安定のための支援

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付します。(一部の県において地域算定を実施します。)

肉用牛肥育経営安定特別対策事業 (牛マルキン)	(所要額) 86,942 (86,942) 百万円
	補助率：定額、3/4以内
事業実施主体：(独) 農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする民間団体、肥育牛生産者	

4. 養豚経営安定のための支援

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付します。

養豚経営安定対策事業 (豚マルキン)	(所要額) 9,966 (9,966) 百万円
	補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：(独) 農畜産業振興機構、肉豚生産者	

5. 採卵養鶏経営安定のための支援

鶏卵の取引価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割を補填するとともに、取引価格が通常の季節変動を超えて大幅に低下した場合には、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設けて需給改善を図る取組に対し奨励金を交付します。

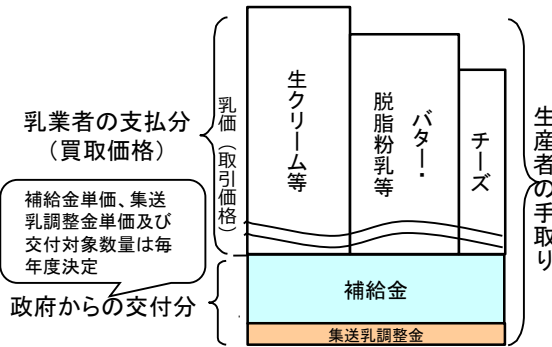
鶏卵生産者経営安定対策事業	4,862 (4,862) 百万円
	補助率：定額、3/4以内、1/4以内
事業実施主体：民間団体等	

お問い合わせ先：	
1の事業	生産局牛乳乳製品課 (03-3502-5987)
2、5の事業	生産局食肉鶏卵課 (03-3502-5989)
3、4の事業 (関連対策を含む)	生産局畜産企画課 (03-3502-5979)

酪農の経営安定対策について

加工原料乳生産者補給金制度

生乳の再生産の確保等を図ることを目的に、加工原料乳について生産者補給金を交付。加えて、集送乳が確実にいえるよう、指定事業者に対して集送乳調整金を交付。



【補給金の要件】

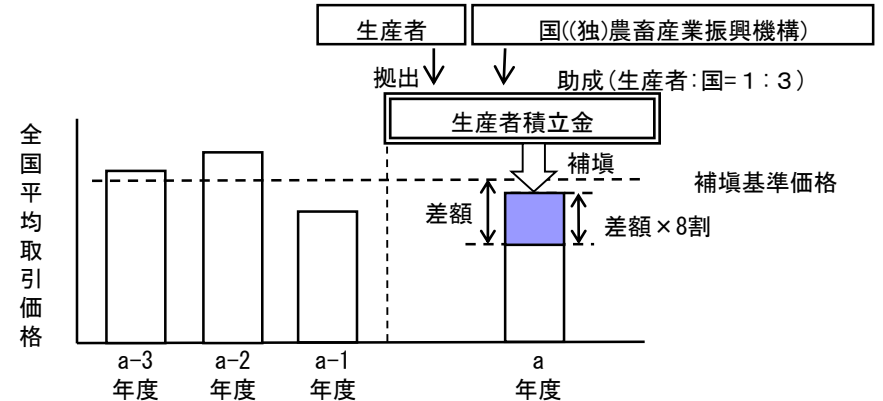
- 毎年度、生乳の年間販売計画を提出すること
- 年間を通じた用途別の需要に基づく安定取引という要件を満たすこと

【集送乳調整金の要件】

- 集送乳経費がかさむ地域を含む都道府県単位以上(一又は二以上の都道府県)の区域内で集乳を拒否しない
- 集送乳経費の算定方法等を基準に従い規定

加工原料乳生産者経営安定対策事業

加工原料乳価格(脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳価格)が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出して造成した積立金から補填。



飼料生産型酪農経営支援事業(関連対策)

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家(自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者)に対し、飼料作付面積に応じて交付金を交付(1.5万円/1ha)。

また、飼料作付面積を拡大し、輸入飼料の使用量を削減又は乳用後継牛を増頭した場合には、拡大面積に応じた交付金を追加交付(3万円/1ha)。

○ 対象者の要件

- ・ 飼料作付面積が、北海道で40a/頭、都府県で10a/頭以上
- ・ 環境負荷軽減に取り組んでいること

○ 交付金単価

- ・ 飼料作付面積 1.5万円/1ha
- ・ 飼料作付の拡大面積 1.5万円+3万円/1ha(追加交付)

肉用牛、養豚及び採卵鶏の経営安定対策について

肉用牛繁殖経営対策

(子牛価格)

発動基準

肉用牛繁殖経営支援事業

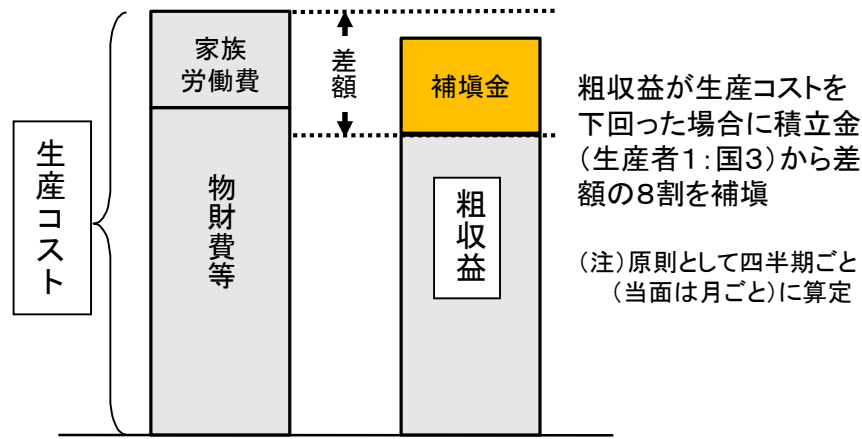
肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに算定)が発動基準を下回った場合に差額の3/4を交付

保証基準価格

肉用子牛生産者補給金制度

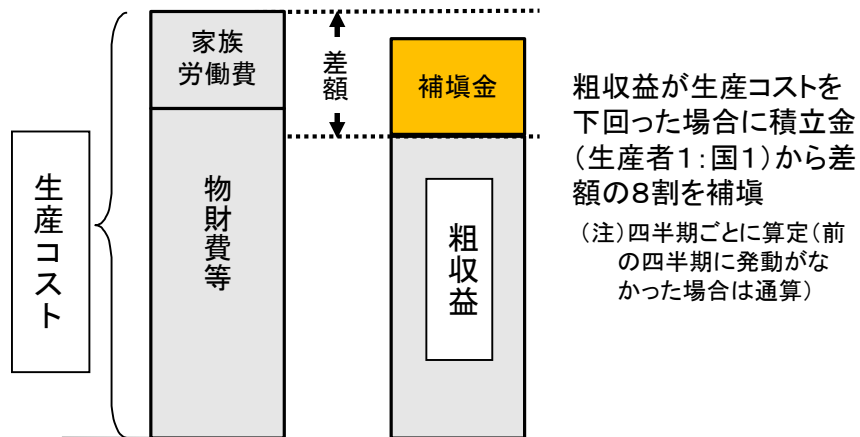
肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに算定)が保証基準価格を下回った場合に補給金を交付

肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)

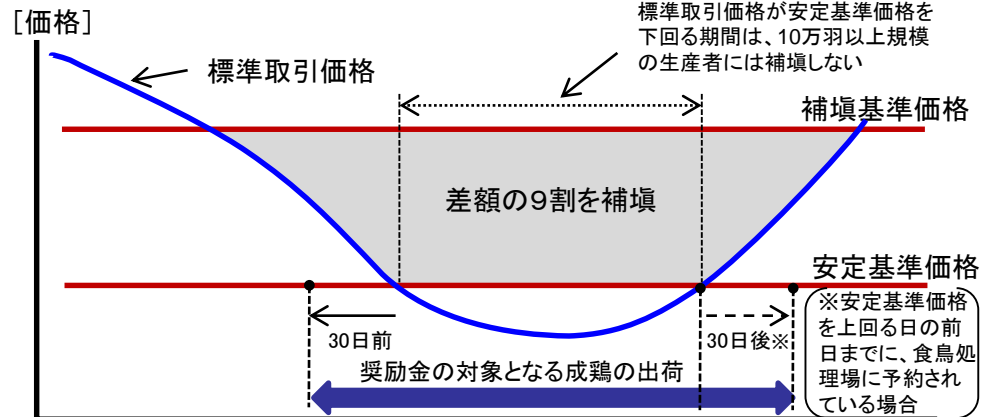


※一部の県において地域算定を実施

養豚経営安定対策事業(豚マルキン)



鶏卵生産者経営安定対策事業



26 酪農経営体生産性向上緊急対策事業

【6,000(6,000)百万円】

対策のポイント

酪農家の「働き方改革」を推進するため、労働負担軽減・省力化等に資する取組を支援します。

<背景/課題>

- ・毎日欠かすことができない搾乳や給餌作業、深夜対応も求められる分娩監視等、酪農家の労働負担が大きいことが、離農の原因や後継者による継承が進まないことの一因となっています。
- ・また、乳用後継牛が減少する中で初妊牛価格が高騰しており、生乳生産基盤の確保のためには、乳用後継牛の自家生産に取り組み易い生産環境づくりが急務となっています。
- ・このため、酪農家の労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械・装置の導入等を支援し、労働条件を改善する必要があります。

政策目標

労働負担軽減・省力化の推進による、酪農家の労働時間の短縮

<主な内容>

地域の酪農家等、酪農関係者が参画する協議会において、労働負担軽減や乳用後継牛の確保を図る計画が策定された場合、当該計画の実現のため、以下の取組を支援します。

1. 労働負担軽減・省力化等に資する機械装置の導入支援

酪農を営む者に対し、その実情に応じた労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械装置の導入を支援します。

2. 乳用後継牛預託施設の整備等の支援

乳用後継牛の育成を担う預託施設に対し、乳用後継牛の受入体制を強化するため、預託施設の整備等を支援します。

3. 集合搾乳施設の整備

複数戸の酪農家が協業し、搾乳作業などの作業を外部化・集中管理するモデル的な集合搾乳施設の設置を支援します。

〔補助率：定額、1/2以内〕
〔事業実施主体：民間団体〕

[お問い合わせ先：生産局畜産振興課 (03-6744-2587)]

酪農経営体生産性向上緊急対策事業

平成30年度予算概算要求額
6,000(6,000)百万円

- 酪農家における労働負担軽減・省力化、飼養管理技術の高度化に資する機械装置の導入及び後継牛育成の外部化に資する取組を支援。
- 搾乳などに関する作業の集中管理により外部化するモデル的な取組を支援。

酪農経営の課題

- 酪農は毎日の搾乳作業や飼料給与等により、畜産業の中でも酪農のみが1人当たりの平均年間労働時間が2千時間を超過。
- 初妊牛価格の高騰により、後継牛の自家育成に取り組む農家は増えると想定されるが、この取組はさらなる労働負担を招く。

労働負担軽減・省力化等に資する機械装置の導入

○搾乳関係



【搾乳ロボット】
乳用牛が自発的に搾乳室に出入りし、搾乳作業を自動化



【ミルクングパーラー】
乳用牛を搾乳室に移動させ、搾乳作業を集中化



【搾乳ユニット搬送レール】
つなぎ飼い経営で利用する搾乳器(約9kg)をレールで搬送

○飼料給与関係



【自動給餌機・餌寄せ装置】
・餌槽に飼料を散布し、飼料給与作業を自動化
・口元に餌を戻し、食べ残しを低減



【ほ乳ロボット】
・ほ育牛が自発的に飲乳し、ほ乳作業を自動化

○家畜飼養管理



【発情発見装置・分娩監視装置】
・牛の活動量を自動計測し、行動観察に拘束されことなく発情等を発見

育成体制の強化

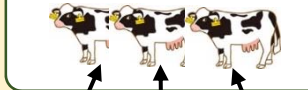
後継牛育成の負担軽減のため、育成牛の受け入れ体制の強化を図る取組を支援。

後継牛の育成施設



拡張・
機器整備

育成牛の受け入れ頭数を拡大

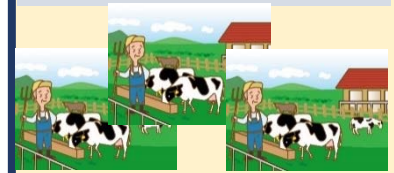


後継牛を預託し、
育成の負担を軽減



集合搾乳施設の設置

搾乳作業の省力化のため、各農家が飼養する搾乳牛を集め、搾乳作業を共同で行う施設の整備を支援。



搾乳牛の
共同管理

搾乳ロボット等を利用し搾乳牛の管理を省力化

地域の酪農家

輪番で搾乳牛を管理し、毎日の搾乳作業から解放。



27 畜産生産能力・体制強化推進事業

【561（396）百万円】

対策のポイント

繁殖基盤の強化を図るため、肉用牛の繁殖肥育一貫経営や地域内一貫生産を推進するとともに、生産基盤強化に向けた肉用牛・乳用牛・豚に係る家畜改良等を支援します。

<背景/課題>

- ・我が国畜産の安定的な発展、競争力強化のためには、優れた個体の選抜・利用による家畜能力の向上と家畜の能力を十分に発揮させる飼養環境づくりが重要です。
- ・また、肉用牛生産において、高齢化や離農の進展により農家戸数や飼養頭数が減少するなど、生産基盤の弱体化が懸念されています。
- ・このため、高能力な家畜を生産するための家畜改良、家畜の能力を十分に発揮するための個体管理を推進する取組等を支援するとともに、肉用牛の繁殖肥育一貫経営や地域内一貫生産を推進することにより、畜産の生産基盤の強化を図る必要があります。

政策目標

- 生乳の生産量：745万トン（平成25年度）→750万トン（平成37年度）
- 牛肉の生産量：51万トン（平成25年度）→52万トン（平成37年度）
- 豚肉の生産量：131万トン（平成25年度）→131万トン（平成37年度）

<主な内容>

1. 家畜能力等向上強化推進

遺伝子解析情報等を活用した新たな評価手法による生涯生産性の向上、多様性を確保した家畜の系統・品種の活用促進、肉質・繁殖能力の改良の加速化等を推進する取組を支援します。

（補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：農業者集団、民間団体）

2. 牛の個体識別情報活用の効率化・高度化対策

牛の個体識別番号をキーとして飼養管理等の生産関連情報を全国ベースで利用できる体制を整えることにより、家畜改良及び飼養管理の効率化・高度化を推進する取組を支援します。

（補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間団体）

3. 繁殖肥育一貫経営等育成支援

肉用牛生産の構造改革を進め、繁殖基盤の強化を図るため、肉用牛肥育経営の一貫化や地域内一貫生産を推進する取組を支援します。

（補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：農業者集団、民間団体）

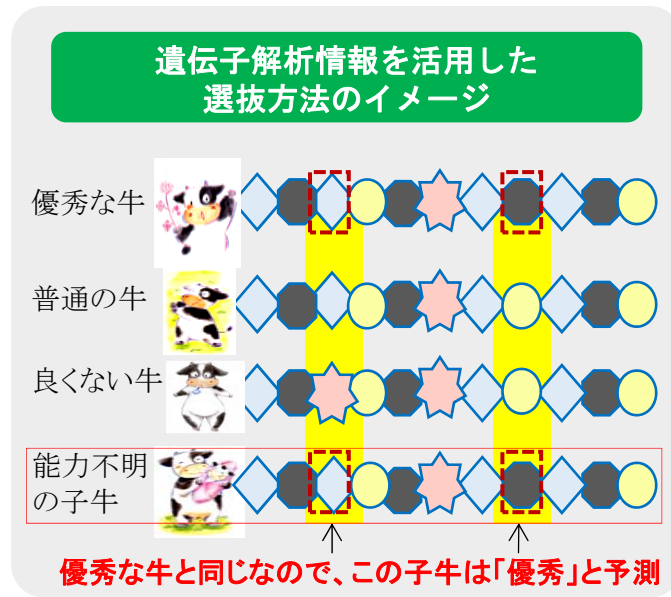
[お問い合わせ先：生産局畜産振興課（03-6744-2587）]

1 家畜能力等向上強化推進

生産基盤の強化を図るため、遺伝子解析情報等を活用し、

- ・ 長命連産に優れた乳用牛の生産を進める取組
- ・ 近交係数の上昇抑制に配慮した和牛生産体制を確立する取組
- ・ 肉質及び繁殖成績を効率的に高めるための種豚選抜を進めるための取組

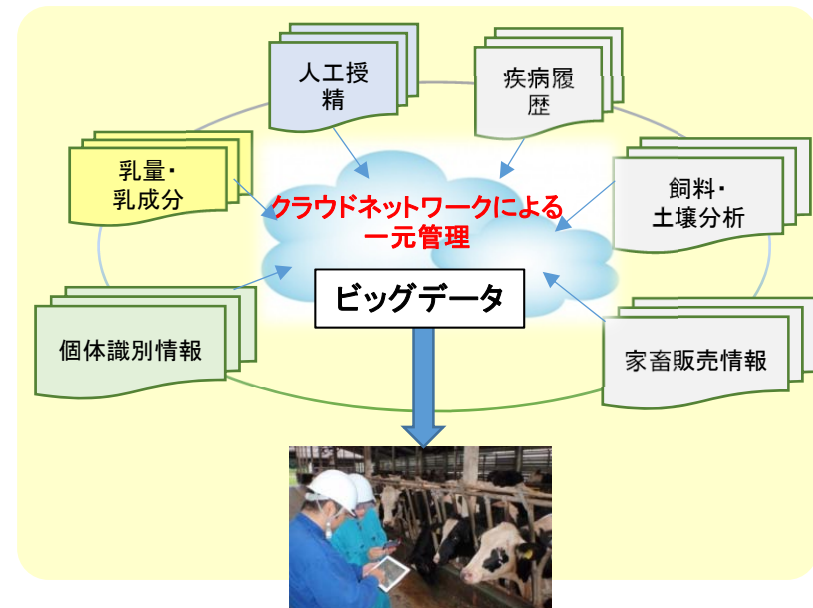
等により、家畜の多様性を確保しつつ能力を向上させる取組に対して支援。



2 牛の個体識別情報活用の効率化・高度化対策

牛の個体識別番号と生産情報を活用し、飼養管理の効率化・高度化を図るため、

- ・ 関連情報をクラウドネットワークに一元管理する拡張性の高いシステムを構築する取組
 - ・ 全国どこからでも生産者が利用できるシステムを構築する取組
- 等に対して支援。



3 繁殖肥育一貫経営等育成支援の概要

生産の現状

- ・繁殖経営の平均飼養頭数は14頭/戸
- ・10頭/戸未満層が約7割を占める構造
- ・それらの経営では、高齢化が進行
- ・飼養戸数が減少し、子牛供給に懸念

課題

- ・牛肉の生産拡大を図るためには繁殖基盤の強化が必要
- ・子牛価格の変動に左右されず、子牛の安定供給が可能な繁殖・肥育一貫生産の拡大が必要

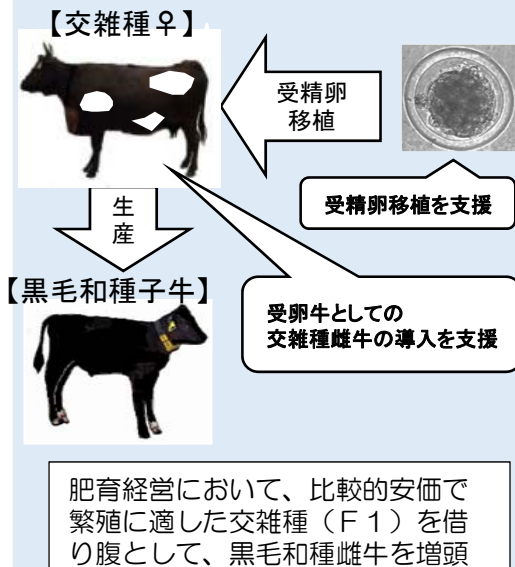
○肥育経営からの経営内一貫化

大規模肥育経営が繁殖部門を開始することにより、繁殖雌牛の飼養規模の拡大を図り、肥育素牛を安定的に確保。

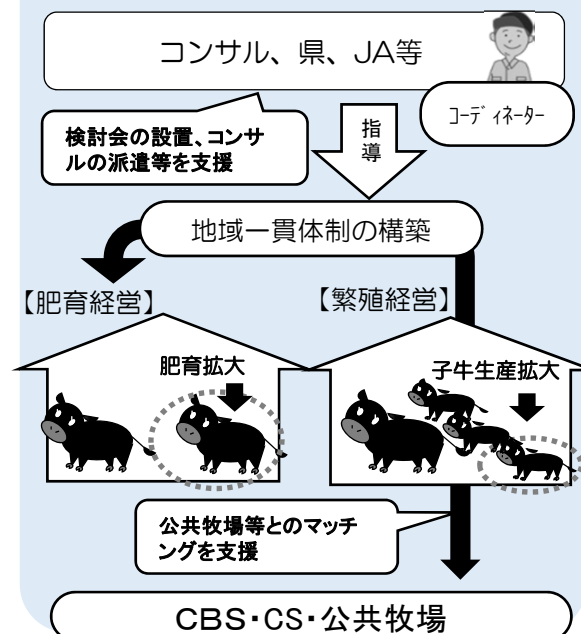
○地域内の分業化等を通じた一貫化

CBS、CS等を核とした分業化・協業化を通じて、地域ぐるみで繁殖雌牛を増頭。

(経営内一貫化への支援)
交雑種雌牛を活用した繁殖雌牛の確保



(地域内一貫化への支援)
CBS、CS等を核とした分業化・協業化



肉用牛生産の拡大

目指す姿

以下の様な規模の経営において子牛供給の過半を目指す

〔繁殖雌牛50頭以上層の頭数割合は現在約3割〕

繁殖・肥育一貫の大規模法人経営

【飼養形態】
繁殖牛300頭
育成牛200頭
肥育牛500頭

放牧やCBSの活用により規模拡大を図る繁殖経営

【飼養形態】
繁殖牛80頭

(注)酪肉近(H37目標)に掲げる肉用牛経営の指標

(注)CBS:キャトル・ブリーディング・ステーション。繁殖牛の繁殖管理を受託する施設。
CS:キャトル・ステーション。子牛の哺育・育成を受託する施設。

28 自給飼料の生産拡大

【16,752(14,168)百万円】

対策のポイント

国産飼料の一層の増産と着実な利用の拡大により、飼料自給率の向上を図り、飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営を確立します。

<背景/課題>

- ・畜産物の生産コストに占める飼料費の割合は、酪農及び肉用牛生産で約4～5割、養豚及び養鶏で約7割となっており、飼料価格、特に濃厚飼料原料の大宗を占める輸入穀物の価格動向は、畜産経営に大きく影響します。
- ・我が国の畜産・酪農の競争力を強化するためには、輸入飼料への過度の依存から脱却し、国産飼料の一層の増産と利用の着実な拡大により飼料自給率を高め、飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営を確立していくことが重要です。

政策目標

- 飼料自給率の向上(26%(平成25年度)→40%(平成37年度))
- 飼料作付面積の拡大(89万ha(平成25年度)→108万ha(平成37年度))

<主な内容>

1. 飼料増産総合対策事業 1,084(1,011)百万円
(1) 草地生産性向上対策 226(277)百万円

- ① 不安定な気象に対応したリスク分散等により安定的に高収量を確保するための草地改良
- ② 飼料作物の優良品種利用の推進等を支援します。

〔補助率：定額、1/2以内〕
事業実施主体：農業者集団、民間団体

- (2) 国産飼料増産対策 705(564)百万円

- ① コントラクター等が地域の飼料生産の担い手として機能の高度化を図るため、国のガイドラインの方向に即し、飼料生産作業の集積等により生産機能の強化を図る取組
- ② コントラクター等による青刈りとうもろこし等の栄養価の高い良質な粗飼料(高栄養粗飼料)の作付・利用拡大の取組
- ③ 繁殖基盤強化に向けた肉用繁殖雌牛等の放牧を通じた地域内一貫生産体制の構築の取組
- ④ 公共牧場の新たな活用方法の検討の取組
- ⑤ 子実用とうもろこし等の国産濃厚飼料の生産・利用体制の構築等を支援します。

〔補助率：定額、1/2以内〕
事業実施主体：農業者集団、民間団体

- (3) エコフィード増産対策 153(170)百万円

- エコフィードの品質向上及びエコフィード利用畜産物の差別化の促進、地域の飼料化事業者の育成、国産由来の食品残さ等の積極的な収集を通じたエコフィードの増産等を支援します。

〔補助率：定額、1/2以内〕
事業実施主体：農業者集団、民間団体

[平成30年度予算概算要求の概要]

2. 飼料生産型酪農経営支援事業 6,960(6,960)百万円

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家(自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者)に対し、飼料作付面積に応じて交付金

(1.5万円/1ha)を交付します。

また、飼料作付面積を拡大し、輸入飼料の使用量を削減又は乳用後継牛を増頭した場合には、拡大面積に応じた交付金(3万円/1ha)を追加交付します。

補助率：定額
事業実施主体：都道府県協議会、生乳生産者

3. 草地関連基盤整備<公共> 8,708(6,197)百万円

畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に資する飼料生産の基盤整備等を推進します。

農業農村整備事業で実施
国費率、補助率：3/4、1/2等
事業実施主体：国、都道府県、事業指定法人

お問い合わせ先：
1の事業 生産局飼料課 (03-3502-5993)
2の事業 生産局畜産企画課 (03-3502-0874)
3の事業 生産局飼料課 (03-6744-2399)

国産飼料の一層の増産と着実な利用の拡大により、飼料自給率の向上を図り、飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営を確立。

飼料増産総合対策事業

▶ 不安定な気象に対応したリスク分散等により安定的に高収量を確保するための草地改良、飼料作物の優良品種利用の推進 等を支援



草地の改良



コントラクター等機能高度化

▶ 飼料生産作業の集積等によるコントラクター等の生産機能等の強化、繁殖基盤強化に向けた肉用繁殖雌牛等の放牧を通じた地域内一貫生産体制の構築、公共牧場の新たな活用方法の検討の取組、子実用とうもろこし等の国産濃厚飼料の生産・利用体制の構築 等を支援



放牧の推進



国産濃厚飼料
(子実用とうもろこし・イア
コーンサイレージ等)の
生産・利用の推進

▶ エコフィードの品質向上及びエコフィード利用畜産物の差別化促進、地域の飼料化事業者の育成、国産由来の食品残さ等の積極的な収集を通じたエコフィードの増産 等を支援



エコフィード利用拡大



補助率: 定額、1/2以内等

飼料生産型酪農経営支援事業

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家に対し、



▶ 飼料作付面積に応じて、本体交付金を交付

▶ 飼料面積を拡大し、輸入飼料の使用量を削減又は乳用後継牛を増頭した場合、拡大面積に応じた追加交付金を併せて交付

○ 対象者の要件

- ・ 飼料作付面積が、北海道で40a/頭、都府県で10a/頭以上
- ・ 環境負荷軽減に取り組んでいること

○ 交付金単価[二作目、契約栽培の面積も対象]

- ▶ 飼料作付面積 1.5万円/1ha
- ▶ 飼料作付面積の拡大 3万円/1ha(追加交付)

草地関連基盤整備<公共>

▶ 畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に資する飼料生産の基盤整備等を推進

29 野菜価格安定対策事業

【(所要額) 16,643(17,235)百万円】

対策のポイント

野菜の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、野菜価格安定対策を的確かつ円滑に実施します。

<背景/課題>

国民消費生活上、必要不可欠な野菜について、消費者への安定供給を図るためには、価格が著しく低落した場合に生産者補給金を交付すること等により野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和する野菜価格安定対策を円滑に推進していくことが重要です。

政策目標

生産及び出荷の安定を図ることにより市場入荷量の変動を抑制
(変動係数 1.8% (平成17年度) →1.4%以下 (平成37年度))

<主な内容>

野菜価格安定対策の円滑な推進

野菜の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金の交付等により、野菜価格安定対策を的確かつ円滑に実施します。

補助率：定額、65/100、60/100、50/100

事業実施主体：(独)農畜産業振興機構

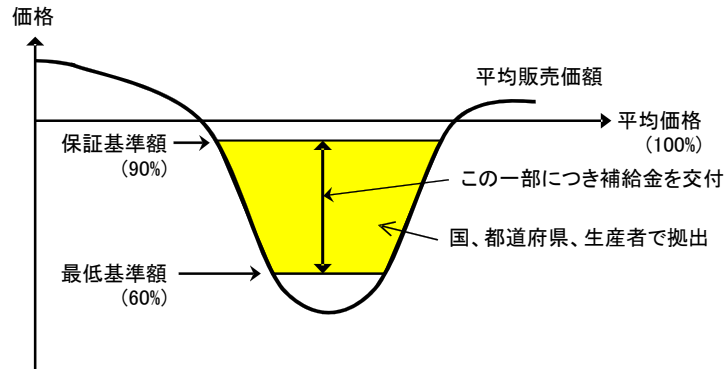
[お問い合わせ先：生産局園芸作物課 (03-3502-5961)]

野菜価格安定対策事業

平成30年度予算概算要求額 (所要額) 16,643 (17,235) 百万円

野菜の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金の交付等により、野菜価格安定対策を的確かつ円滑に実施。

基本の仕組み



指定野菜 (14品目)
 キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、
 トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、
 ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、
 ほうれんそう

特定野菜 (35品目)
 アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、
 カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、
 こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、
 しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、
 そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、
 ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、
 やまのいも、れんこん、ししとうがらし、わけぎ、
 らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが

		指定野菜価格安定対策事業	特定野菜等供給産地育成 価格差補給事業
対象野菜		指定野菜 14品目 国民消費生活上重要な野菜	特定野菜 35品目 国民消費生活や地域農業振興の観点から 指定野菜に準ずる重要な野菜
産地要件	面積	20ha (露地野菜)	5ha
	出荷割合	2/3	2/3
抛割割合 (国：都道府県：生産者)		3：1：1	1：1：1
平均価格		過去6カ年の卸売市場価格を基礎に算出	
保証基準額		平均価格の90%	80%
最低基準額		平均価格の60%	55%
補填率		原則90%	80%
対象者		出荷団体、生産者 (個人・法人)	出荷団体、生産者 (個人・法人)

30 新しい園芸産地づくり支援事業

【2, 257 (2, 273) 百万円】

対策のポイント

実需者ニーズに対応した野菜や果樹、花きの生産拡大を実現するため、水田地帯において水稲から園芸作物への転換を図り、実需者と連携して取り組む新しい園芸産地の育成を支援するとともに、需要が拡大する加工・業務用野菜について、安定生産・安定供給に必要な土壌・土層改良等の取組を支援します。

<背景/課題>

- ・実需者ニーズに対応した野菜や果樹、花きの生産拡大を実現するためには、まとまった規模で大ロット生産が可能な水田地帯において、実需者と連携した新しい園芸産地を育成していくことが重要です。このためには、水田から園芸作物に転換する際の技術面や販売面の課題を克服することが必要です。
- ・また、野菜については、食の外部化や簡便化の進展に伴い、加工・業務用を中心として国産需要が高まっていますが、実需者の多様なニーズに十分に切れ切れおらず、輸入品にシェアが奪われている状況です。このため、収量・品質の安定化、生産コストの低減など、産地の生産構造を改革していくことが必要です。

政策目標

- 野菜の生産数量の増加
(1,195万トン(平成25年度)→1,395万トン(平成37年度))
- 果樹産地面積のうち優良果実の供給面積割合の増加
(5%(平成25年度)→17%(平成37年度))
- 国産花きの産出額の拡大
(3,785億円(平成25年)→5,000億円(平成32年))

<主な内容>

1. 園芸作物生産転換促進事業

水田地帯において、生産者や実需者等の関係者で構成されるコンソーシアムによる推進体制により、産地の合意形成、品種の選定や出荷先の確保、排水対策や栽培技術の確立、機械化一貫体系の導入など、新たな園芸産地の育成に必要な取組を一体的に支援します。

補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：都道府県、民間団体
支援対象者：協議会(生産者、実需者等で構成)、民間団体

2. 加工・業務用野菜生産基盤強化事業

輸入野菜からのシェア奪還に向け、加工・業務用野菜への転換を推進する産地を対象に、加工・業務用野菜の安定生産・安定供給に必要な土壌・土層改良、被覆資材の使用等の作柄安定技術の導入に必要な経費を支援します。

対象品目：キャベツ、たまねぎ、にんじん、ねぎ、かぼちゃ、ほうれんそう、レタス、スイートコーン、えだまめ

補助率：定額
交付先：(独)農畜産業振興機構
事業実施主体：農業者団体等

お問い合わせ先：生産局園芸作物課園芸流通加工対策室 (03-3502-5958)

新しい園芸産地づくり支援事業

【平成30年度予算概算要求額 2,257(2,273)百万円】

園芸作物生産転換促進事業

- 実需者ニーズに対応した園芸作物の生産拡大を実現するため、**水田地帯において水稻から園芸作物への転換を図り、生産者や実需者等の関係者が連携して取り組む新しい園芸産地の育成を支援。**

【支援内容】

対象品目：露地野菜、施設野菜、果樹、花き

①産地内の合意形成

水稻から園芸作物への転換に向けて、

- ・ 生産者間で生産体制の構想を検討するとともに、
- ・ 流通業者や実需者を含めたコンソーシアムを構築。



生産者間の生産体制の検討

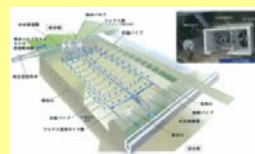


コンソーシアムによる会議

③排水対策や栽培技術の確立

水田地帯で生産転換が可能か検証するため、

- ・ 地下水制御システムによる排水対策の実証や、
- ・ 栽培技術確立のための実証ほの設置、技術講習会等を実施。



地下水制御システム



栽培研修

②品種の選定や出荷先の確保

新たに園芸作物に取り組むに当たり、

- ・ 地域の気象・土壌条件に適した品種の検討を行うとともに、
- ・ 事業実施後の契約取引の実現に向けて実需者と計画的に協議。



品種選定試験



実需者と計画的に協議

④機械・施設のリース方式による導入

まとまった面積でより高い収益を確保できるよう、

- ・ 低コスト生産に必要な機械化一貫体系の導入や、
- ・ 施設野菜の生産に必要なハウス等の導入、
- ・ 導入する機械・施設に対応する栽培技術の実証等を実施。

【機械化一貫体系の導入（キャベツ）】



畝立同時施肥機

全自動移植機

収穫機



試験ほ場での機械実演

加工・業務用野菜生産基盤強化事業

- **加工・業務用野菜への作付転換を推進するため、作柄安定技術を導入する際に必要な経費を支援。**

支援対象

土壌・土層改良、マルチ・べたがけ等の資材の使用、病害虫防除資材の導入 等

対象品目

キャベツ、たまねぎ、にんじん、ねぎ、かぼちゃ、ほうれんそう、レタス、スイートコーン、えだまめ

助成単価

定額（3年間の取組に対して15万円/10a）

作柄安定に係る技術



天地返し（土層改良）



土壌消毒



土壌改良資材



かん水（保水対策）

31 次世代施設園芸の取組拡大

【2, 564 (2, 501) 百万円】

対策のポイント

施設園芸産地の生産性向上と規模拡大に必要な技術を習得する仕組みづくりを支援するとともに、次世代型大規模園芸施設の整備や次世代施設園芸のノウハウの分析・情報発信を支援します。

<背景／課題>

- ・施設園芸は野菜等の周年安定供給に貢献するとともに、所得の向上と地域の雇用創出が見込まれる有望な部門です。
- ・農家数が減少傾向にある中、野菜等の供給力を確保するため、高い生産性と大規模化を実現する次世代施設園芸拠点を参考に、①周年・計画生産が可能な高度環境制御技術、②地域エネルギー活用・省エネルギー化技術、③雇用型の生産管理技術や省力化技術を導入し、施設園芸の生産性向上と規模拡大を進めていく必要があります。

政策目標

施設作トマトの1割以上で次世代施設園芸を実践

<主な内容>

1. 次世代施設園芸拡大支援事業 564 (501) 百万円

(1) 次世代施設園芸技術習得支援事業

施設園芸産地における生産性向上と規模拡大を加速化するため、高度環境制御技術、雇用型の生産管理技術及び自動化等の省力化技術について、産地の実情に合わせた実証や実証温室での研修受入等による技術を習得する仕組みづくりとその仕組みの各地域への展開を支援します。また、農地中間管理機構と連携した農地と施設の一体的な集積を重点支援します。

(2) 次世代施設園芸地域展開促進事業

次世代施設園芸拠点の成果に関する情報発信、次世代施設園芸拠点のノウハウや施設の設置コスト低減方策を分析・整理した手引きの作成等を支援します。

補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：生産者・民間企業・都道府県等から構成されるコンソーシアム等

2. 強い農業づくり交付金（優先枠） 2,000 (2,000) 百万円

高度環境制御技術と地域エネルギー活用・省エネルギー化技術を活用した次世代型大規模園芸施設や生産性向上と規模拡大の技術習得に必要な実証温室の整備について、優先枠を設定して積極的に支援します。

交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体、事業協同組合等

お問い合わせ先：

生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室 (03-3593-6496)

次世代施設園芸の取組拡大

【平成30年度予算概算要求額 2,564(2,501)百万円】

- 施設園芸の生産性向上と規模拡大の鍵となる、高度環境制御技術、雇用型の生産管理技術及び自動化等の省力化技術について、産地の実情に合わせた実証や実証温室での研修受入等により、技術を習得する仕組みづくり等を支援。
- 併せて、次世代型大規模園芸施設や技術習得に必要な実証温室の整備、次世代施設園芸のノウハウや施設の設置コスト低減方策の分析・整理及び情報発信を支援。

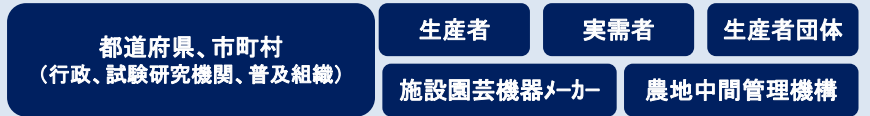
①施設園芸における生産性向上と規模拡大の推進

次世代施設園芸拡大支援事業 (次世代施設園芸技術習得支援事業)

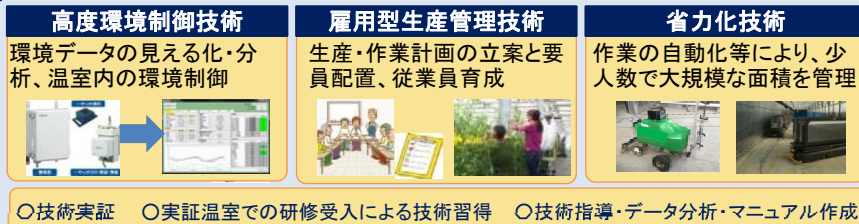
生産性向上と規模拡大の加速化のための技術習得の仕組みづくり

- コンソーシアムによる**技術の実証**、**研修**等を実施。

コンソーシアムの構成員



技術の実証・研修



生産性の向上 + 経営規模の拡大

農地中間管理機構との連携

機構を介して、農地と施設を一体的に集積する場合に重点支援

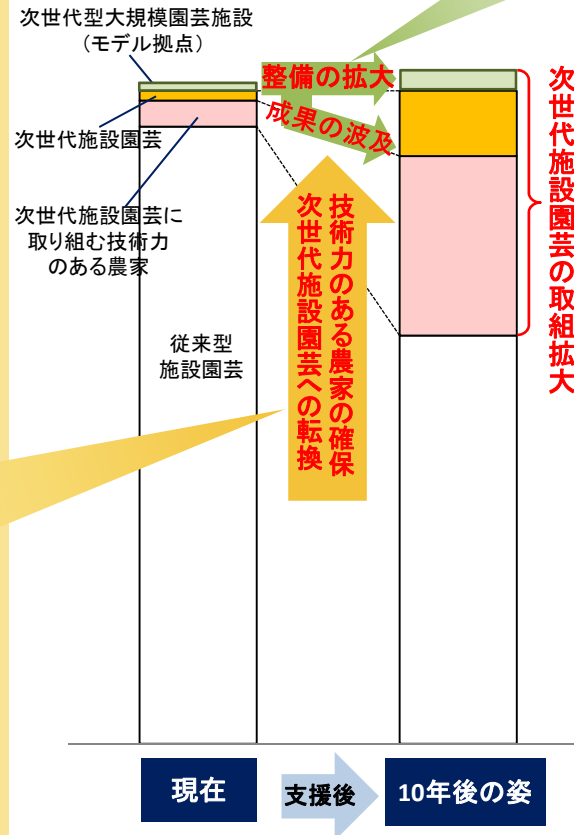
温室の低コスト化

低コスト化技術を活用した実証温室の整備も併せて支援

※強い農業づくり交付金と連携

コンソーシアムが実証の成果を各地域に普及

次世代施設園芸の取組拡大のイメージ



②大規模な次世代施設園芸等の推進

強い農業づくり交付金 (次世代施設園芸優先枠)

- 高度環境制御技術と地域エネルギー活用・省エネルギー化技術を活用した次世代型大規模園芸施設、技術習得に必要な実証温室の整備を支援。



生産から出荷までの施設の集積

次世代施設園芸拡大支援事業 (次世代施設園芸地域展開促進事業)

- 次世代施設園芸拠点の**成果に関する情報発信**等を支援。
- 次世代施設園芸拠点のノウハウや施設の設置コスト低減方策を分析・整理した**手引きの作成**等を支援。



32 果樹農業好循環形成総合対策事業

【6,000(5,660)百万円】

対策のポイント

果樹農業振興基本方針に即し、農地中間管理機構による園地整備や改植、高品質果実の供給力の維持・向上につながる産地体制の整備、省力化技術等を活用した労働生産性の向上を図る取組、消費者ニーズや流通・消費構造の変化に対応した国産果実加工品の需要拡大等を支援します。

<背景/課題>

- ・我が国の果樹農業は、高齢化の進展や担い手の減少、農地荒廃の加速化等により、生産基盤が脆弱化しており、園地の集積や労働生産性の向上など果実の供給力の維持・強化が大きな課題となっています。
- ・さらに、果実の需給構造を見ると、国内需要のうち6割、果実加工品だけを見ると9割を輸入に依存しており、国産果実加工品等の需要拡大を図るため、高品質な国産果実加工品等の魅力を発信することが重要となっています。

政策目標

果樹産地面積のうち優良果実の供給面積割合の増加
(5%(平成25年度)→17%(平成37年度))

<主な内容>

1. 果樹産地における高品質果実の供給力の維持・強化

優良品目・品種への転換を加速するため、引き続き、産地の担い手による改植等を支援するほか、以下の取組を推進します。

※ 農地中間管理機構を活用するなど、構造改革に取り組む産地協議会を優先採択します。

(1) 担い手への園地集積や条件の良い平地等への移動の推進

① 農地中間管理機構による面的な改植、担い手への園地集約の推進

農地中間管理機構を通じた改植において、ほ場の集約化に伴い追加的な土層改良経費を要する場合には、改植単価を加算して支援します(加算額:2万円/10a)。

② 急傾斜地から平地等への移動改植の推進

経営規模の拡大や作業性の向上等を図るため、農地を集積し急傾斜地から平地等に移動して改植を行う際、園地整備に伴い追加的な土層改良経費を要する場合には、改植単価を加算して支援します(加算額:2万円/10a)。

(2) 労働生産性の向上を図る取組の強化

農地中間管理機構を活用して園地を集積し、産地の構造改革を進める「農地中間管理機構モデル地区」における、ICT等の省力化・低コスト化技術を活用した生産技術体系の構築のための実証等を支援します。

2. 加工原料安定供給対策の推進

産地における加工用果実の作柄安定技術の導入、果汁製品の高品質化設備や長期保存施設等の導入、新需要に対応した商品開発、需要拡大に向けた取組等を支援します。

〔補助率:定額、定額(1/2相当)、6/10、1/2、1/3〕
事業実施主体:(公財)中央果実協会、民間団体

[お問い合わせ先:生産局園芸作物課 (03-3502-5957)]

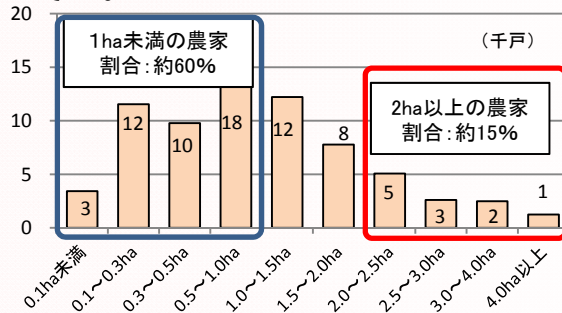
果樹農業好循環形成総合対策事業

(平成30年度予算概算要求額 6,000(5,660)百万円)

果樹農業振興基本方針に即し、農地中間管理機構による園地整備や改植、高品質果実の供給力の維持・向上につながる産地体制の整備、省力化技術等を活用した労働生産性の向上を図る取組、消費者ニーズや流通・消費構造の変化に対応した国産果実加工品の需要拡大等を支援。

果実の供給力の維持・強化 【新規・拡充】

- ・高品質な国産果実は我が国の強み。
- ・しかしながら、果樹産地では、高齢化等に伴い担い手が減少しており、果実の供給力の維持が困難になるおそれ。



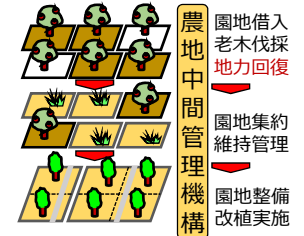
⇒ まとまった園地を整備し、高品質果実の安定供給を図れる産地体制の整備を図り、次世代に円滑に承継していく必要。

産地の担い手による改植等支援【拡充】

農地中間管理機構による面的な改植、園地集約の推進【継続】

- ・農地中間管理機構を通じた改植において、ほ場の集約化に伴い追加的な土層改良経費を要する場合には、改植単価を加算。

【改植】	23万円/10a (みかん等のかんきつ類)	+機構改植の加算額: 2万円/10a
	17万円/10a (りんご等の主要落葉果樹等)	
	33万円/10a (りんごわい化栽培等)	
	1/2以内 (その他果樹)	
【未収益】	22万円/10a (5.5万円×改植の翌年から4年分)	

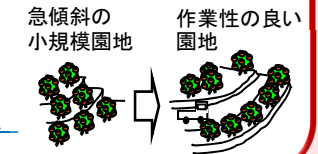


まとまった優良園地にして担い手に転貸

農地を集積し急傾斜地から平地等へ移動して行う改植経費への支援【新規】

- ・生産規模の拡大や作業性の向上等を図るため、**農地を集積し急傾斜地から平地等へ移動して改植を行う際、園地整備に伴い追加的な土層改良経費を要する場合には、2万円/10aを加算。**

※ 産地の担い手による改植等についても、農地中間管理機構を活用するなど、構造改革に取り組む産地協議会を優先採択。



労働生産性の向上を図る取組の強化【新規】

[補助率: 定額]

- ・農地中間管理機構を活用して園地を集積し、産地の構造改革を進める「**農地中間管理機構モデル地区**」における、**ICTの導入等による省力化・低コスト化技術を活用した生産技術体系の構築のための実証**等を支援。

【技術実証の例】・ICT活用による**省力的な圃場管理技術**やAIによる**摘果技術の早期習得**
・なしのジョイント栽培やりんごの**高密植わい化栽培等の省力栽培技術**



加工原料安定供給対策の推進【継続】

- ・ストレート果汁や機能性表示の利用など、健康面等の消費者ニーズや流通・消費構造の変化に対応した国産果実加工品の需要拡大が重要。

- ・産地における加工用果実の作柄安定技術の導入、果汁製品の高品質化設備や長期保存施設等の導入、新需要に対応した商品開発、需要拡大に向けた取組等を支援。

[補助率: 定額、1/2、1/3 等]

消費者ニーズに合わせた国産果実加工品による需要拡大



33 甘味資源作物生産支援対策

【10,187(9,795)百万円】

対策のポイント

甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者の経営の安定並びに砂糖の安定供給を図るとともに、さとうきびの自然災害からの回復に向けた取組に対して支援します。

<背景/課題>

- ・国内産糖と輸入糖にある内外コスト格差の是正のため、甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者に対して交付金を交付し、経営の安定、砂糖の安定供給の確保を図ることが必要です。
- ・また、沖縄県、鹿児島県南西諸島の基幹作物であるさとうきびは、近年、台風や干ばつ等の自然災害が続いていることから、自然災害からの回復に向けた取組に対して支援することが必要です。

政策目標

- てん菜の生産量を増加
(357万トン(平成26年度)→368万トン(平成37年度))
- さとうきびの生産量を増加
(116万トン(平成26年度)→153万トン(平成37年度))
- 国内産糖の安定的な供給
(73万トン(平成26年度)→80万トン(平成37年度))

<主な内容>

1. 甘味資源作物・国内産糖調整交付金 9,449(9,057)百万円
国内産糖と輸入糖にある内外コスト格差を調整するため、(独)農畜産業振興機構が甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者に交付する甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の一部に相当する金額を同機構に交付します。
(補助率：定額)
(事業実施主体：(独)農畜産業振興機構)
2. さとうきび及びびでん粉原料用かんしょ経営安定対策推進事業 33(33)百万円
さとうきび及びびでん粉原料用かんしょに係る生産者交付金の交付申請を円滑に行うため、代理申請者の申請・支払事務経費への支援を行います。
(補助率：定額)
(事業実施主体：生産者団体等)
3. 甘味資源作物安定生産体制確立事業 705(705)百万円
「さとうきび増産基金」により、台風、干ばつ、病害虫発生等の自然災害からの回復に向けた取組を支援します。
(補助率：定額)
(事業実施主体：生産者団体等)

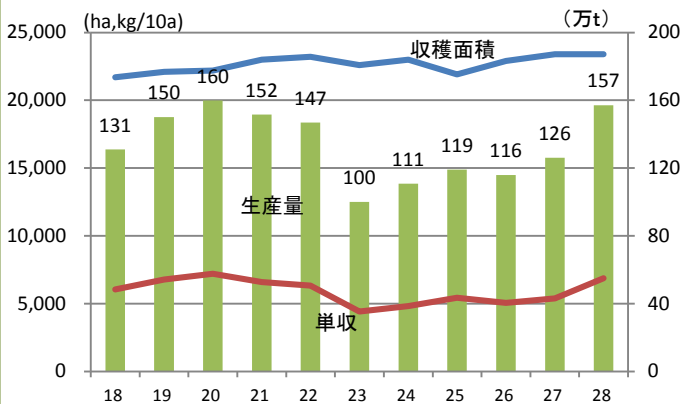
[お問い合わせ先：政策統括官付地域作物課 (03-3501-3814)]

甘味資源作物生産支援対策のうち 甘味資源作物安定生産体制確立事業

【平成30年度予算概算要求額：705（705）百万円】

- さとうきび増産基金は、近年、台風、干ばつ、病害虫発生などの自然災害が多発していることを踏まえ、平成27年度から突発的な自然災害に対応するためのセーフティネット型の基金へと変更。
- 平成29年産においても、病害虫発生注意報が発令されており、引き続き、自然災害による不測の事態に対応していく必要がある。

さとうきびの生産状況



29年の病害虫発生等の状況

地域によって平成23年に戦後最大の不作をもたらしたイネヨトウ、発病すると感染力が高く大減収に繋がりがねない黒穂病について、病害虫発生注意報が発令されるなどこれらの発生に迅速に対応していく必要。

(対象地域)

沖縄県 八重山群島(イネヨトウ他)
沖縄群島(タイワンツチイナゴ)
全域(黒穂病、カンジャシクイハマキ、
カンシャワタアブラムシ)等

さとうきび増産基金

自然災害被害対策

自然災害	発動要件	主な対策
干ばつ	1ヶ月間の降水量が平年に比べ1割未満	・かん水
台風	被害率が10%を超える台風被害	・除塩(散水) ・苗の補植、改植
病害虫	発生予察注意報、警報、特殊報が発出	・病害虫防除
その他の災害	単収が平年に比べ10%以上減少となることが見込まれる場合	(災害の内容に応じた対策) ・株出管理作業 ・苗の確保 等

工場対策(自然災害影響緩和対策)

34 ばれいしょ増産輪作推進事業

【3,024（一）百万円】

対策のポイント

ばれいしょ増産に向けて、①種子用ばれいしょの生産性向上、②加工用ばれいしょの単収向上・作付拡大、③ばれいしょ増産のための輪作対象品目に係る輪作条件整備の3つの取組を並行して強力に推進します。

<背景／課題>

- ・加工用ばれいしょは、近年の需要急増に供給が追いついていない上に、28年産の不作を受け、ばれいしょ不足が一層顕在化しています。
- ・「農業競争力強化プログラム」を踏まえ、産地と実需者との一層の連携を図るため、増加する需要に応じた生産体制を構築することが重要です。
- ・このため、加工用ばれいしょの単収向上・作付拡大を図るとともに、その種子の増産や、輪作物目におけるばれいしょ増産のための条件整備を推進する必要があります。

政策目標

- 加工用ばれいしょを18万トン増産
(59万トン(平成27年産) → 77万トン(平成33年産))
- 種子用ばれいしょを1.5万トン増産
(14.5万トン(平成27年産) → 16万トン(平成33年産))

<主な内容>

1. 種子用ばれいしょ生産力向上推進

ばれいしょの増産に必要な種子用ばれいしょの増産を図るため、新規産地育成、省力化機械の導入を支援します。

2. 加工用ばれいしょ増産推進

加工用ばれいしょの導入・作付拡大に向け、単収向上のための新たな営農排水技術の導入や病害虫抵抗性品種への切り替え、省力化生産のための機械・技術の導入、作業受託組織への作業集積、土壌・土層改良、加工用ばれいしょの作付拡大のための検討会・技術講習会の開催を支援します。

3. ばれいしょ増産のための輪作条件整備

ばれいしょ増産に向けた作業競合回避のため、てん菜生産の省力化に資する機械導入を支援します。

また、輪作年限の延長により、ばれいしょ連作障害解消と地力増進による単収向上・生産安定を図るため、豆類や休閒緑肥の導入を支援します。

補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等

お問い合わせ先：

全般 政策統括官付地域作物課 (03-6744-2115)
豆類に関すること 政策統括官付穀物課 (03-3502-5965)

ばれいしょ増産輪作推進事業【新規】平成30年度予算概算要求額【3,024（－）百万円】

ばれいしょ増産に向けて、①種子用ばれいしょの生産性向上、②加工用ばれいしょの単収向上・作付拡大、③ばれいしょ増産のための輪作対象品目にかかる輪作条件整備の3つの取組を並行して強力に推進。

生産の現状と課題

ばれいしょの生産拡大が必要だが、産地においては以下のような課題

- ① 種子用ばれいしょの作付面積が高齢化等の影響により減少。増産に向けて、まずは種子用の増産が必須となるため、新規産地の育成と生産の省力化を図る必要。
- ② 近年の多雨傾向から湿害や病害による減収が頻発し、単収が低下傾向。新たな技術の導入による単収向上対策が必要。
- ③ 国内のばれいしょ作付面積は減少傾向。主産地である北海道の畑作地帯の規模拡大が進む中で、投下労働時間の多い加工用ばれいしょは、春・秋の作業競合から作付拡大に限界感。
競合作物であるてん菜を含め、農作業の省力化・外部化を進める必要。
- ④ オホーツクの3輪作体系では「そうか病」等土壌伝染性病害の回避が困難になっており、輪作年限の延長が必要。
(3輪作 → 4輪作)

対策の内容

ばれいしょ増産に向けて以下の取組を並行的に推進

- ① 種子用ばれいしょの生産力向上
 - ・新規産地育成支援
 - ・省力化機械導入
- ② 加工用ばれいしょの増産
 - ・単収向上対策
(湿害対応等新技术導入、病虫害抵抗性品種導入)
 - ・作付拡大のための省力化対策
(省力化機械導入、作業受託組織への作業集積、省力生産技術の導入)
- ③ ばれいしょ増産のための輪作条件整備
 - ・てん菜の省力化機械導入
 - ・輪作年限延長のための豆類・休閒緑肥導入

35 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業

【1,654(1,614)百万円】

対策のポイント

茶や薬用作物などの地域特産作物について、生産性の向上等による競争力強化を図るため、地域の実情に応じた生産体制の強化、需要の創出など生産から消費までの取組を総合的に支援します。

<背景/課題>

- ・茶や薬用作物、甘味資源作物などは、地域の加工技術等と結びつき品質の高い製品を生み出すことで、中山間地域等における農業振興や地域経済の活性化に貢献しています。
- ・しかしながら、技術指導や技術改良に対応する体制の構築が進んでおらず、低コスト化や需要に応じた生産等が課題となっています。
- ・これらの課題を解決して生産性の向上等を実現し、競争力強化を図るためには、全国組織等による民間企業と連携した支援体制の整備や、地域の実情に応じた生産体制の強化や需要創出等の取組が必要となっています。

政策目標

- 茶の輸出額の増加(50.5億円(平成24年)→150億円(平成31年))
- 薬用作物の栽培面積の拡大(524ha(平成27年度)→630ha(平成32年度))

<主な内容>

1. 全国的な支援体制の整備

茶や薬用作物などの地域特産作物の生産性の向上や高品質化等を図るため、全国組織等による民間企業とのマッチング、機械・技術の改良、技術アドバイザーの派遣、需要拡大等を行うための取組を支援します。

2. 地域における取組の支援

地域の実情に応じた生産体制強化や需要創出の課題解決に必要な以下の取組を支援します。

(1) 生産体制の強化

茶の改植や有機栽培等への転換、実証ほの設置等の生産体制の確立、省力化・低コスト化のための農業機械等の改良及びリース導入、生産安定技術の確立等

(2) 需要の創出

消費者・実需者ニーズの把握、実需者等と連携した商品開発、製造・加工技術の確立等

〔補助率：定額、1/2以内等〕
〔事業実施主体：民間団体等〕

お問い合わせ先：

1、2の事業

生産局地域対策官(茶・薬用作物等)

(03-6744-2117)

2の事業

政策統括官付地域作物課(甘味資源作物等)

(03-3501-3814)

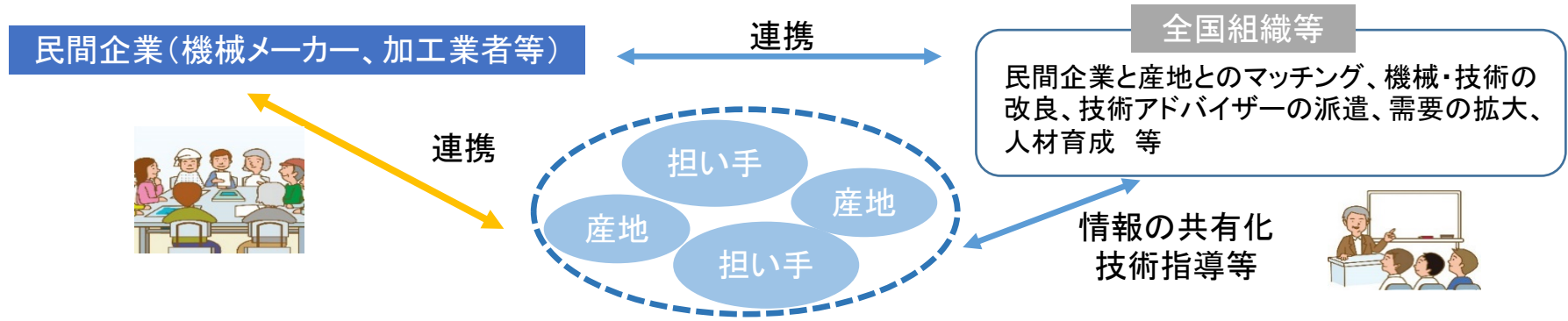
茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業

平成30年度予算概算要求額【1,654(1,614)百万円】

- 茶や薬用作物など地域特産作物は、中山間地域等における農業振興や地域経済の活性化に貢献する重要な作物。
- しかしながら、技術指導や技術改良に対応する体制の構築が進んでおらず、省力化・低コスト化や消費者の嗜好・ライフスタイルの変化に合わせた生産及び商品開発等が課題。
- このため、全国組織等による民間企業と連携した支援体制の整備や地域の実情に応じた生産体制の強化・需要創出等の取組への支援が必要。

1. 全国的な支援体制の整備

全国組織等が省力化・低コスト化、需要拡大などの共通課題の解決に向け、担い手等に対する技術指導や、民間企業とのマッチング等の支援を行うことにより、担い手育成や経営規模の拡大等を実現。



2. 地域における取組の支援

<生産体制の強化>

- ・ 生産体制の確立(新植・改植の支援、有機栽培等への転換、未収益期間支援、実証ほの設置 等)
- ・ 省力化・低コスト化(機械実証導入、設備改善、機械等のリース導入 等)
- ・ 生産安定化技術の確立(有望品種の栽培技術実証 等)
- ・ 種苗供給体制の整備(種苗用栽培方法の確立 等)



<茶の新植・改植>



<実証ほの設置>



<機械等のリース導入>

<需要の創出>

- ・ 消費者・実需者ニーズの把握(マーケティング調査 等)
- ・ 実需者等と連携した商品開発(試作品作成、包装の改良 等)
- ・ 製造・加工技術の確立(高品質化技術の実証、品質管理機器の整備 等)
- ・ 消費者等の理解促進(パンフレットの作成 等)



<マーケティング調査>

〔茶の萎凋処理による香りを
発現させる加工技術〕



<商品開発>

〔蛍光シルクによる
新需要の創出〕



36 花き支援関連対策

【858（751）百万円】

対策のポイント

国産花きの生産拡大を図るため、花き業界関係者が一体となって行う、需要に合わせた生産・供給体制の強化や物流の効率化の取組を支援するとともに、需要拡大に向けた効果的な取組等を支援します。

<背景／課題>

- ・平成26年12月に施行された「花きの振興に関する法律」の理念の実現に向けて、国産花きの生産・供給体制の強化や需要拡大に向けた取組等を推進し、国産花きの生産拡大を図ることが重要です。
- ・また、トラックドライバーの不足等から物流費の高騰や輸送手段の確保が困難となっていることから、品目・品種によって荷姿が大きく異なる花きの物流を抜本的に効率化することが求められています。

政策目標

国産花きの産出額の拡大（3,785億円（平成25年）→5,000億円（平成32年））

<主な内容>

1. 国産花きイノベーション推進事業

858（751）百万円

生産者と川上及び川下の情報を的確に捉えた流通業者等が連携して取り組むニーズに合致した品目・品種の導入や栽培体系の実証などによるマーケットインの産地づくり、産地間連携の取組、盆栽等の事前隔離栽培の実証、需要拡大に向けた効果的なプロモーション活動等を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：協議会、民間団体等

2. 食品流通合理化促進事業のうち

花き物流システム高度化・転換実証支援事業 1,240（一）百万円の内数

複数の産地、流通業者、小売業者等の幅広い関係者が参画し、流通に用いる台車の統一や共同出荷輸送等の流通システム転換を行う社会実験の取組を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室（03-6738-6162）

花き支援関連対策(拡充)

平成30年度予算概算要求額 858(751)百万円

- 国産花きの生産拡大を図るため、花き業界関係者が一体となって行う、需要に合わせた生産・供給体制の強化や物流の効率化の取組を支援するとともに、需要拡大に向けた効果的な取組等を支援。

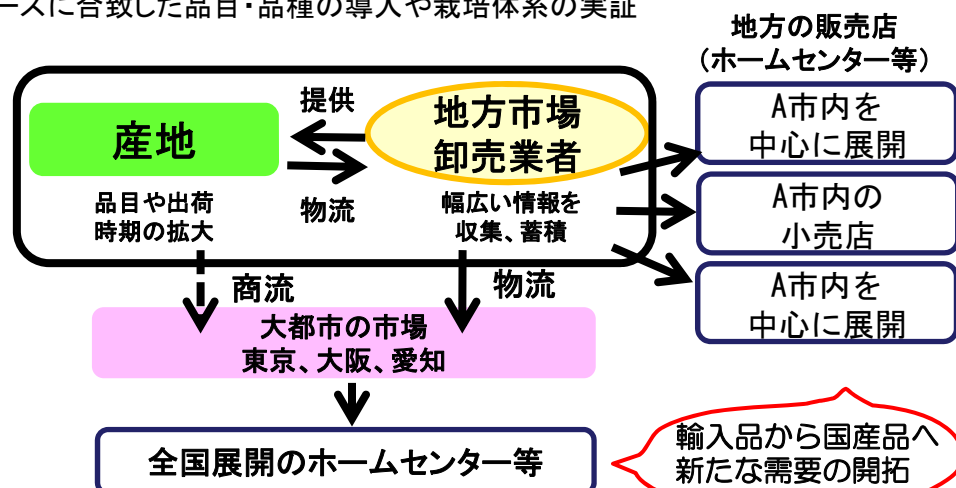
生産・供給体制の強化、需要の拡大

事業名：国産花きイノベーション推進事業(858(751)百万円)

- ・ 年間を通して一定水準の品質と数量が求められるホームセンター等における国産シェア拡大を図るため、**生産者と川上及び川下の情報を的確に捉えた流通業者等が連携して行うマーケットインの産地づくり**を支援。

(具体例)

- ・ ニーズに合致した品目・品種の導入や栽培体系の実証



- ・ この他、産地間連携の取組、盆栽等の事前隔離栽培の実証、需要拡大に向けた効果的なプロモーション活動等を引き続き支援。

くらしの中に花を取り入れましょう!



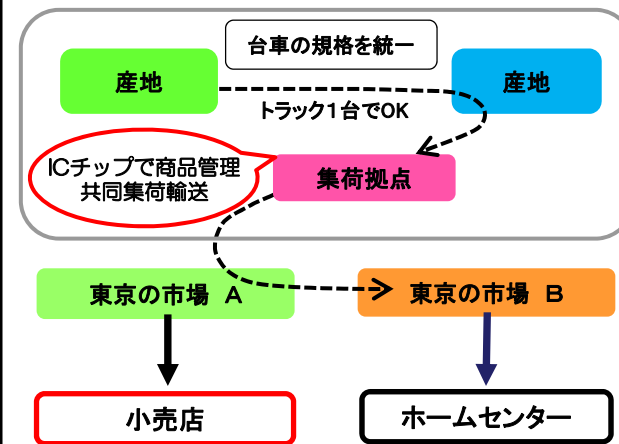
物流の抜本的効率化

事業名：食品流通合理化促進事業のうち花き物流システム高度化・転換実証支援事業(1,240(-)百万円の内数)

- ・ 品目・品種によって荷姿が大きく異なる花きの物流を抜本的に効率化するため、複数の産地、流通業者、小売業者等の幅広い関係者が参画し、**流通に用いる台車の統一や共同出荷輸送等の流通システム転換を行う社会実験の取組**を支援。

(花き物流の特徴)

- ・ 様々な箱や容器が存在し、品目や品種ごとに大きく異なる荷姿。
- ・ 流通業者ごとに台車がバラバラ。



37 産地活性化総合対策事業

【3,053(2,355)百万円】

対策のポイント

産地の活性化を図るため、「強み」のある産地形成、生産体制の高度化など、生産現場での多様な課題の解決に向けた取組を支援します。

<背景/課題>

- ・農畜産物価格の低迷、資材価格の上昇等、農業生産現場は依然厳しい状況に置かれています。
- ・この状況を打開するためには、「日本再興戦略」等に基づき、「攻めの農業」の実現に向け、マーケットインの発想から実需者等と一体となり新品種等を活用した「強み」のある産地の形成、国産花きの生産・供給体制の強化等による生産体制の高度化等を進めることが重要です。

政策目標

平成26年度から平成30年度までの5年間で新たに「強み」のある農畜産物を150以上創出等

<主な内容>

1. 国産花きイノベーション推進事業

国産花きの生産拡大を図るため、生産者と川上及び川下の情報を的確に捉えた流通業者等が連携して取り組むニーズに合致した品目・品種の導入や栽培体系の実証などによるマーケットインの産地づくり等を支援します。

2. 養蜂等振興強化推進事業

養蜂振興を図るため、蜜源確保、熊による被害の実態調査や蜜蜂の衛生・飼養管理技術の普及を支援するとともに、花粉交配用昆虫の安定確保を図るため、園芸産地と養蜂家の連携や在来種マルハナバチの利用拡大の取組を支援します。

3. 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業

茶の改植や有機栽培等への転換、薬用作物の栽培技術の確立・普及、実需者等と連携した地域特産作物の新商品の開発、生産体制の確立に必要な農業機械等のリース導入等、地域の実情に応じた生産体制の強化や需要の創出などの取組を総合的に支援します。

4. 生産体制・技術確立支援事業

生産体制や技術面の課題を克服するため、作業ピーク時における労働力不足を解消するための労働力募集や産地とのマッチングの推進、実需者とも連携した新品種・新技術の導入、ICT導入効果を「見える化」した情報発信の取組等を支援します。

5. 農作業安全総合対策推進事業

農作業安全対策の実効性を高めるため、事故割合の高い高齢農業者への安全指導体制を強化するとともに、新たに農業法人に対する大型農機の安全対策、労働法制等に関する研修の実施など、農業法人における安全確保の取組強化を支援します。

6. 地鶏等生産振興推進事業

増体性等に優れた地鶏を作出するため、素材鶏の能力強化及び地鶏の統合化推進を支援します。

7. 戦略作物生産拡大支援事業

水田のフル活用と需要に応じた大豆、麦、飼料用米、米粉用米等の生産拡大に向け、多収品種や技術の導入実証、担い手向けの革新的な技術の改良・導入、新たな米粉製品の開発、米粉製造業者等と連携した米粉用米のモデル産地の確立等の取組を支援します。

8. 地域コンソーシアム支援事業

「強み」のある産地形成を図るため、新品種や新技術等を活用して、実需者、農業者、普及指導員等が一体となり、新たな産地形成を行う取組等を総合的に支援します。

9. いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業

国産畳表の高品質化・ブランド化に取り組むいぐさ生産者の経営安定を図るため、国産畳表の価格が下落した際に補てん金を交付します。

補助率：定額、1/2以内等
事業実施主体：協議会、民間団体等

お問い合わせ先：

1の事業	生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室 (03-6738-6162)
2の事業	生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室 (養蜂等振興(花粉交配用昆虫)) (03-3593-6496) 生産局畜産振興課(養蜂等振興(蜜源植栽支援等)) (03-3591-3656)
3の事業	生産局地域対策官(茶、薬用作物等) (03-6744-2117) 政策統括官付地域作物課(甘味資源作物等) (03-3501-3814)
4・5の事業	生産局技術普及課 (03-6744-2107)
6の事業	生産局畜産振興課 (03-3591-3656)
7の事業	政策統括官付穀物課 (03-3502-5965)
8の事業	生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
9の事業	生産局地域対策官 (03-6744-2117)

産地活性化総合対策事業

産地の活性化を図るため、「強み」のある産地形成など生産現場での多様な課題の解決に向けた取組を支援。

国産花きイノベーション推進事業

国産花きの生産拡大を図るため、ニーズに合致した品目・品種の導入等を支援

事業実施主体:協議会、民間団体等
補助率:定額

養蜂等振興強化推進事業

養蜂振興や花粉交配用昆虫の安定確保を図るための技術普及等を支援

事業実施主体:協議会、民間団体等
補助率:定額

茶・薬用作物等地域特産作物 体制強化促進事業

地域特産作物の地域の実情に応じた生産体制の強化や需要の創出等を総合的に支援

事業実施主体:民間団体等
補助率:定額、1/2以内等

生産体制・技術確立支援事業

生産体制や技術面の課題を克服するため、労働力募集や産地とのマッチング、新品種・新技術の導入、ICT導入効果の「見える化」等を支援

事業実施主体:民間団体等
補助率:定額、1/2以内

農作業安全総合対策推進事業

農作業安全対策の実効性を高めるため、農業法人における安全確保の取組強化を支援

事業実施主体:民間団体等
補助率:定額

地鶏等生産振興推進事業

増体性等に優れた地鶏を作出するため、素材鶏の能力強化等を支援

事業実施主体:協議会、民間団体等
補助率:定額、1/2

戦略作物生産拡大支援事業

水田フル活用と需要に応じた生産に向け、多収品種や技術の導入、米粉用米産地の確立等を支援

事業実施主体:民間団体等
補助率:定額、1/2以内

地域コンソーシアム支援事業

実需者、農業者等関係者が一体となったコンソーシアムによる栽培技術実証等を支援

事業実施主体:協議会等
補助率:定額、1/2以内

いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業

国産畳表の高品質化等に取り組む生産者の経営安定を図るため価格下落時に補てん金を交付

事業実施主体:民間団体等
補助率:定額

38 農業生産関連事業の事業再編・事業参入の支援

対策のポイント

(株)農林漁業成長産業化支援機構、(株)日本政策金融公庫を通じ、農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画等の認定を受けた農業生産関連事業者等を出融資により支援します。

<背景/課題>

- ・ 農業者の所得向上を図るためには、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していくことが必要です。
- ・ このため、農業競争力強化支援法に基づき、生産資材価格の引下げや、農産物の流通・加工構造の改革に取り組む農業生産関連事業者等の事業再編等を支援し、更なる農業の競争力強化を進めることが重要です。

政策目標

農業生産関連事業者等の事業再編等による良質かつ低廉な農業資材の供給と農産物流通等の合理化

<主な内容>

農業生産関連事業者等が取り組む生産資材価格の引下げや、農産物の流通・加工構造の改革に必要な資金について、(株)農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)を通じた出資等や、(株)日本政策金融公庫を通じた長期低利融資による支援を行います。

1. 農林漁業成長産業化ファンドによる出資等(財投資金)
出融資枠：225億円の内数
事業実施主体：(株)農林漁業成長産業化支援機構
2. 日本政策金融公庫による資金の貸付け(財投資金)
融資枠：5,400億円の内数
貸付主体：(株)日本政策金融公庫

お問い合わせ先：

- 1の事業 食料産業局産業連携課 (03-6738-6473)
- 2の事業 食料産業局企画課 (03-3502-5742)

農業生産関連事業の事業再編・事業参入の支援

農業競争力強化支援法に基づき、事業再編・参入計画の認定を受けた農業生産関連事業者等を対象に、(株)農林漁業成長産業化支援機構と(株)日本政策金融公庫を通じた、出融資により支援します。

対象事業者

【事業再編の場合】

農業競争力強化支援法（以下、支援法）の目的に沿った活動であって、以下の①、②のいずれにも該当するもの。

- ① 合併、分割、事業譲渡、設備の相当程度の廃棄等の措置
- ② 新たな生産・販売の方式の導入又は設備等の経営資源の高度な利用

「事業再編」の対象事業

- ・肥料、農薬、配合飼料の製造事業
- ・飲食料品の卸売事業（米卸売業など）
- ・飲食料品の小売事業（食品スーパーなど）
- ・飲食料品の製造事業（製粉、乳業など）

【事業参入の場合】

支援法の目的に沿って、**農業生産関連事業を新たに行うこと**。

「事業参入」の対象事業

- ・農業用機械製造事業（部品製造含む）
- ・種苗生産卸売事業

支援を受けるには



措置内容

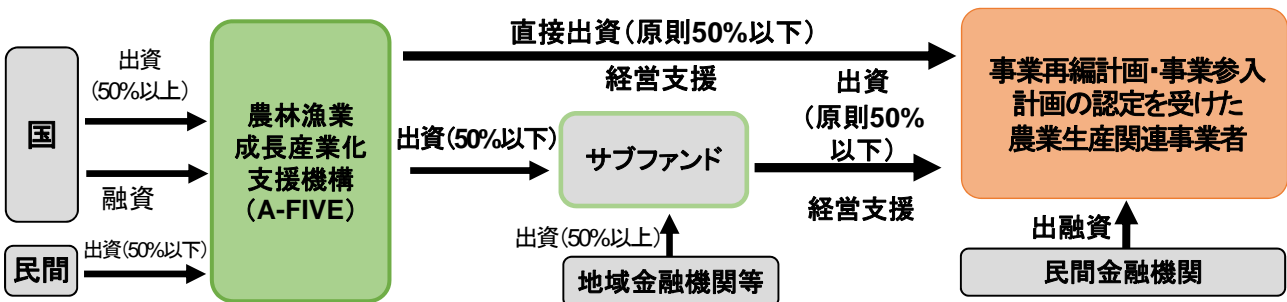
1. (株)農林漁業成長産業化支援機構による出資

事業再編計画 事業参入計画

事業再編計画又は事業参入計画の認定を受けた事業者を対象に、(株)農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)が出資します。(出資に当たっては、A-FIVEによる審査があります。)

<条件等>

- ・出資方法： A-FIVEによる直接出資又はサブファンドを経由した間接出資
- ・出資比率： 原則50%以下(直接出資の場合、民間事業者等からの出資が見込まれることが必要)
- ・投資期間： 5～7年程度



2. (株)日本政策金融公庫による長期・低利の資金の貸付け

事業再編計画

事業再編計画の認定を受けた**中小企業者**を対象に、(株)日本政策金融公庫が長期・低利の資金を融資します。(貸付けに当たっては、(株)日本政策金融公庫による審査があります。)

<条件等>

- ・資金用途： 設備資金、株式の取得など事業再編に要する資金
- ・対象業種： 飼料事業者(配合飼料の製造事業者)
農産物流通等事業者
- ・償還期限： 20年以内(据置期間 3年以内)
- ・貸付限度額(融資率)： 負担額の80%
- ・利率： 年0.20% ~ 0.45% (H29.8.21時点)

上記の金融支援をはじめ、事業再編には税制特例の支援も措置して、農業生産関連事業者等の取組を応援します！！

39 農業競争力強化プログラムの着実な実施に向けた調査 【200（－）百万円】

対策のポイント

農業資材の価格引下げや農産物流通・加工の合理化に向けて、国内外における農業資材の価格や農畜産物の流通実態等を調査します。

<背景／課題>

- ・平成28年11月に決定された「農業競争力強化プログラム」において、国は、農業資材価格の引下げや農産物の流通・加工の合理化など、農業者の努力では解決できない分野に対処することとされています。
- ・また、平成29年8月に施行された「農業競争力強化支援法」において、国は、国内外における農業資材の供給及び農産物流通等の状況に関する調査を行い、これらの結果を公表することとされています。
- ・農業者の所得向上を実現するためには、これまで国が実施してきた調査を強化し、施策のPDCAサイクルを回してその着実な実行を図る必要があります。

政策目標

農業競争力強化プログラム及び農業競争力強化支援法の着実な実行による「良質かつ低廉な農業資材の供給」及び「農産物流通等の合理化」等の実現

<主な内容>

農業競争力強化プログラムに位置付けられた施策や農業競争力強化支援法に基づく施策について、その実施状況や効果を把握するとともに、施策の推進上の新たな課題を抽出するための調査を実施し、その結果を公表します。

(想定される調査項目の例)

- 農業資材関係
 - ・ 国内外の代表的な農業資材の販売価格・流通等の実態
 - ・ 海外での農業資材に係る技術開発の動向
 - ・ 海外の農業資材に係る法制度及びその運用 等
- 農産物流通・加工関係
 - ・ 国内外の農畜産物の流通・加工の構造
 - ・ 産地における農産物の出荷規格の設定動向
 - ・ 農産物物流の実態やモーダルシフト等の導入状況
 - ・ 消費者の農産物価格への感度や許容度など、消費者目線の調査・分析 等

委託費
委託先：民間団体等

[お問い合わせ先：生産局技術普及課 (03-6744-2182)]

農業競争力強化プログラムの着実な実施に向けた調査

(平成30年度予算概算要求額：200(-)百万円)

背景

農業競争力強化プログラムの達成及び農業競争力強化支援法の確実な執行に向けて、有効な施策を企画・立案するとともに、施策のPDCAサイクルを回してその着実な実行を図るためには、農業資材や流通・加工に関して、施策による農業経営の改善効果を継続的に把握するとともに、国内外の主要な資材・流通・加工メーカーの動向等を把握することが必要。

調査項目（想定）

農業資材関係

- 国内外の代表的な農業資材の販売価格・流通等の実態
- 海外での農業資材に係る技術開発の動向
- 海外の農業資材に係る法制度及びその運用等

農産物流通・加工関係

- 国内外の農畜産物の流通・加工の構造
- 産地における農産物の出荷規格の設定動向
- 農産物物流の実態やモーダルシフト等の導入状況
- 消費者の農産物価格への感度や許容度など、消費者目線での調査・分析等

調査結果の施策への反映

「農業資材価格の引下げ」と「農産物流通等の合理化」による農業者の所得向上

40 食品流通合理化促進事業

【1, 240（－）百万円】

対策のポイント

食品の流通構造の合理化を図るため、直接販売の取組や輸出拠点構築等を支援するとともに、物流改革のためのICTシステムや必要な設備の導入、物流情報の「見える化」の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・食品の流通・販売においては、生産者と消費者双方がメリットを受けられる流通構造を確立するため、生産者が直接販売するルート of 拡大や、ICTを活用したサプライチェーンの合理化に取り組む輸出拠点構築等が必要です。
- ・また、物流においては、トラックドライバー不足等から物流費の高騰や輸送手段の確保が困難となる状況にある中で、関係者が連携し、物流改善・効率化を図ることや更なる物流高度化に向けた新たな技術・方式の実用化を促進するとともに、物流インフラ等の有効活用が図られるよう物流関連情報を入手しやすい環境を整備することが必要です。

政策目標

- 6次産業化の市場規模の拡大
(5.5兆円（平成27年度）→10兆円（平成32年度）)
- 農林水産物・食品の輸出額を拡大
(7,502億円（平成28年）→1兆円（平成31年）)

<主な内容>

1. 食品流通合理化・新流通確立事業

流通業者等による生産情報の実需者への提供や代金決済の円滑化など直接販売の促進、ICTの活用等によるサプライチェーンの合理化に取り組む輸出拠点構築等のための調査・実証、設備導入の取組を支援します。

（補助率：定額、1／2
事業実施主体：民間団体等）

2. 食品等物流改革高度化事業

(1) 物流業務改革促進支援事業

生産者や流通業者による一貫パレチゼーションの取組やICTを活用したトラックの予約受付システム等の導入のほか、新たな船舶輸送体制の構築等の新たな流通技術・方式の実証を支援します。

(2) 花き物流システム高度化・転換実証支援事業

複数の産地、流通業者、小売業者等の幅広い関係者が参画し、流通に用いる台車の統一や共同出荷輸送等の流通システム転換に向けた社会実験の取組を支援します。

（補助率：定額、1／2
事業実施主体：民間団体等）

3. 食品流通の「見える化」機能強化事業

流通ルートの「見える化」サイトのシステムを拡張し、生産者が選択した流通業者への出荷に利用可能な物流業者の情報や、農協、卸売市場等の有する物流関連施設等の利用条件、帰りの空き状況等の物流関連情報を「見える化」する取組を支援します。

〔 補助率：定額
事業実施主体：民間団体等 〕

〔 お問い合わせ先：
1、2（1）及び3の事業
食料産業局食品流通課 （03-3502-5741）
2（1）及び（2）の事業
生産局園芸作物課 （03-6744-2113） 〕

流通の合理化を図るため、直接販売等の多様な流通の確立、農産物・食品の物流改革（パレット導入、ICT活用）、物流情報の追加による生産者等が取引を行う上でより有用な「見える化」システムの構築（物流を含む流通コストの最適化）を支援。

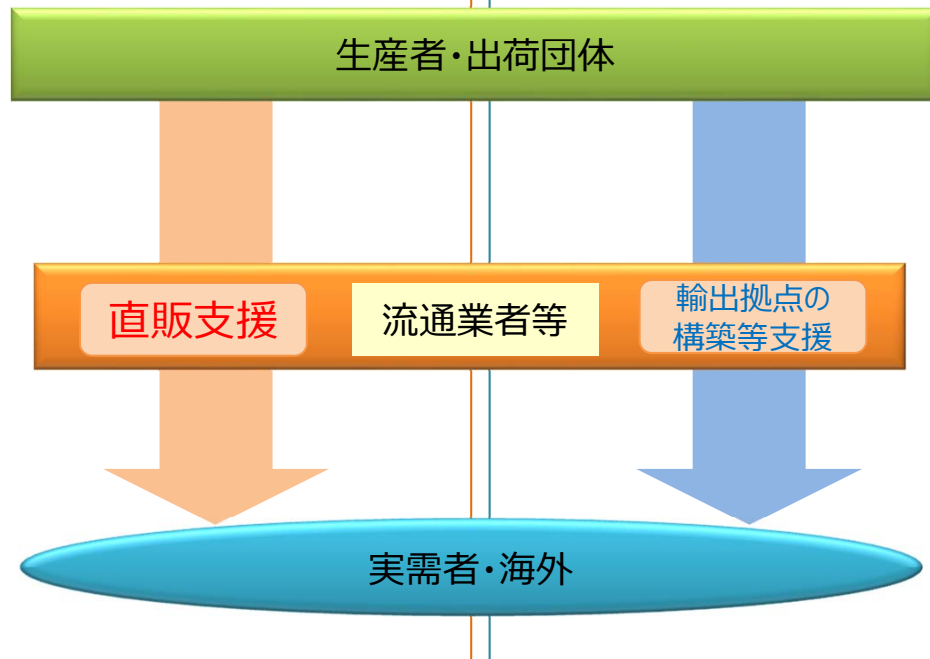
□ 多様な流通の確立支援のイメージ

流通業者等による

- ICTを活用した直販の商物流の最適化、高付加価値情報の伝達、代金決済システム構築等のための調査・実証
- 関連設備の導入を支援

流通業者等による

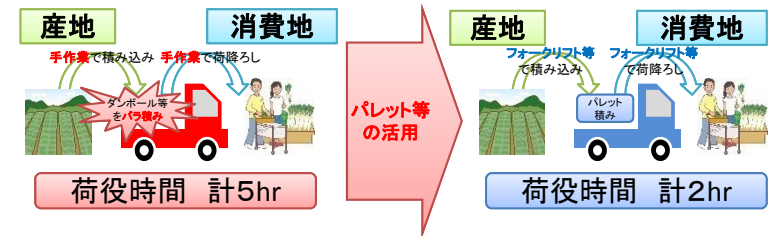
- サプライチェーンを活用した効率的な輸出に資する拠点構築等のための調査・実証
- 関連設備の導入を支援



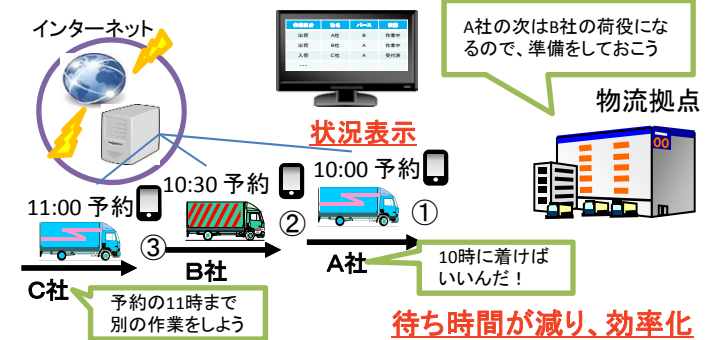
□ 物流改革等支援のイメージ

- 一貫パレチゼーションの取組や、ICTを活用したトラックの予約受付システムの導入等による物流改革を支援

(例)パレット等を活用した荷役作業の効率化



(例)トラック予約受付システム等の導入による手待ち時間の削減、効率化



- 流通ルート「見える化」サイトのシステムを拡張し物流関連情報を「見える化」する取組を支援

販路と一緒に輸送手段も見つかри、すぐに取引できるぞ!

